

福岡県複数名訪問費用（診療報酬分）補助金交付要綱

（通則）

第1条 福岡県複数名訪問費用（診療報酬分）補助金（以下「補助金」という。）については、予算の範囲内において交付するものとし、福岡県補助金等交付規則（昭和33年福岡県規則第5号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1） 暴力行為等 暴力行為、迷惑行為等（セクシャルハラスメントを含む。）、器物破損行為等をいう。
- （2） 訪問看護等 公的医療保険を利用する訪問看護、精神科訪問看護、訪問歯科衛生指導又は訪問薬剤管理指導をいう。
- （3） 診療報酬の加算及び算定 次のアからエまでのいずれかに掲げる規定により、複数名での訪問診療に係る費用の加算及び算定を行うことをいう。
 - ア 訪問看護療養費に係る指定訪問看護の費用の額の算定方法（平成20年厚生労働省告示第67号。以下「算定方法告示」という。）の別表区分01訪問看護基本療養費の注12イ、ロ、ハ
 - イ 算定方法告示の別表区分01－2精神科訪問看護基本療養費の注1、注2及び注8
 - ウ 診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）の別表第二第2章第2部C001訪問歯科衛生指導料の注1及び注3
 - エ 診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）の別表第三区分15の10複数名薬剤管理指導訪問料の注1～注3
- （4） 訪問者 診療報酬の加算及び算定の対象となる者をいう。
- （5） 利用者等 訪問看護等の利用者又はその家族及び同居人をいう。

（交付目的）

第3条 この補助金は、利用者等からの暴力行為等に対応するため、複数名の訪問者による訪問看護等が必要な場合において、診療報酬の加算及び算定が適用できない場合に、診療報酬に相当する額の一部を補助することにより、訪問者の安全確保及び訪問看護等の継続的で円滑な提供体制の構築を図ることを目的とする。

（交付の対象）

第4条 この補助金は、訪問看護等を行う福岡県内所在の事業所を運営する者（以下「事業者」という。）が、診療報酬の加算及び算定が適用できない複数名での訪問者による訪問看護等を行う事業（以下「補助事業」という。）を交付対象とする。

2 補助事業の実施期間は、補助金の交付決定の時期にかかわらず、交付申請のあった日からその属する年度の3月31日までとする。

（要件等）

第5条 この補助金の交付を受けようとするときは、次の各号に掲げる要件を満たすものと

する。

- (1) 利用者等による暴力行為等から訪問者の安全を確保するため、複数名の訪問者による訪問看護等が必要であること。
- (2) 複数名の訪問者による訪問看護等を行うことに対し、利用者等からの同意を得ることが困難であり、診療報酬の加算及び算定が適用できないこと。
- (3) 福岡県が実施する在宅医療管理者向けの暴力・ハラスメントに関する研修を受講していること。
- (4) 利用者等からの暴力・ハラスメントに対する基本方針等を策定していること。

(交付額の算定方法)

第6条 補助金の額は、別表1から別表4までの第1欄に定める同行する職種に応じて、第2欄に定める補助基準額又は訪問回数に乗じて算出した補助基準額に、第3欄に定める補助率を乗じて得た額とする。ただし、算出された額に10円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

2 補助金の額は、別表1から別表3までの第4欄に定める回数制限より多くの回数に乗じて算出してはならない。

(交付の除外要件)

第7条 交付の申請をしようとする事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、交付の決定を行わないものとする。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団
- (2) 法第2条第6号に規定する暴力団員が役員となっている団体
- (3) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者が役員となっている団体
- (4) 次に掲げる暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する団体
 - ア 暴力団員が事業主又は役員に就任している団体
 - イ 暴力団員が実質的に運営している団体
 - ウ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用し、又は使用している団体
 - エ 契約の相手方が暴力団員であることを知りながら、その者と商取引に係る契約を締結している団体
 - オ 暴力団又は暴力団員に対して経済上の利益又は便宜を供与している団体
 - カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有している団体

(交付の条件)

第8条 この補助金の交付の決定については、次の条件を付すものとする。

- (1) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。
- (2) 補助金と補助事業に係る証拠書類の管理については、補助金の額の確定の日（補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。
- (3) 事業者は、この補助金の交付と対象経費を重複して、他の法律又は予算制度に基づく国又は県の負担又は補助を受けてはならない。

(交付申請の手続)

第 9 条 事業者が補助金の交付を受けようとするときは、様式 1 により別に指示する期日までに知事に申請しなければならない。

(交付決定の通知)

第 10 条 知事は、前条の規定による申請があった場合において、その内容を審査し、適当と認めるときは、速やかに交付決定を行い、様式 2 により事業者に通知するものとする。

(交付決定の取消)

第 11 条 知事は、事業者が第 7 条に規定する団体であることが判明した場合又は第 8 条に規定する条件に違反した場合、不正の手段により補助金の交付決定を受けた場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すものとする。

(事業変更の承認)

第 12 条 事業者は、補助事業の内容の変更（事業に要する経費の減額の場合を除く。）をしようとするときは、あらかじめ様式 3 により知事に申請し、その承認を受けなければならない。

2 知事は、前項の承認をする場合は、必要に応じ、交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(事業の中止又は廃止)

第 13 条 事業者は、補助事業の中止、又は廃止をしようとするときは、あらかじめ様式 4 により知事に申請し、その承認を受けなければならない。

(実績報告)

第 14 条 事業者は、補助事業が完了したとき、その日から起算して 1 月を経過した日（補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受領した日から 1 月を経過した日）又は翌年度 4 月 10 日のいずれか早い日までに、様式 5 により知事に報告しなければならない。

(補助金の額の確定)

第 15 条 知事は、前条の規定により実績報告書の提出を受けた場合において、その内容を審査し、適当であると認めたときは、当該実績報告書に基づいて、第 6 条により算定した額と交付額のいずれか少ない方の額により、補助金の額を確定するものとする。

2 知事は、前項の規定による額の確定後であっても、補助金等に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、事業者に対して報告をさせ、又は事業者の承諾を得た上で職員にその事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させること（以下「検査等」という。）ができるものとする。

3 事業者は、前項の検査等に協力するよう努めなければならない。

(その他)

第 16 条 特別の事情により第 9 条、第 12 条、第 13 条、第 14 条に定める手続によることができない場合には、あらかじめ、知事の承認を受けてその定めるところによるものとする。

附 則

この交付要綱は、令和 6 年 8 月 8 日から施行し、令和 6 年度から令和 7 年度までの補助金について適用する。

附 則

この交付要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この交付要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この交付要綱は、令和 8 年 6 月 1 日から施行する。

(第6条関係)

別表1 (複数名訪問看護)

1 同行する職種	2 補助基準額		3 補助率	4 回数制限 ※被保険者 1人当たり
保健師、助産師、看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士	同一建物内1人又は2人	4,500 円／回	2分の1	週1回まで
	同一建物内3人以上9人以下	4,000 円／回		
	同一建物内10人以上19人以下	3,400 円／回		
	同一建物内20人以上49人以下	3,000 円／回		
	同一建物内50人以上	2,700 円／回		
准看護師	同一建物内1人又は2人	3,800 円／回		
	同一建物内3人以上9人以下	3,400 円／回		
	同一建物内10人以上19人以下	2,800 円／回		
	同一建物内20人以上49人以下	2,500 円／回		
	同一建物内50人以上	2,200 円／回		
看護補助者	同一建物内1人又は2人	3,000 円／回		週3回まで
	同一建物内3人以上9人以下	2,700 円／回		
	同一建物内10人以上19人以下	2,100 円／回		
	同一建物内20人以上49人以下	1,900 円／回		
	同一建物内50人以上	1,600 円／回		

(注) 1 複数名の訪問者の1人以上は看護職員(保健師、助産師、看護師又は准看護師)であること。

別表 2 (複数名精神科訪問看護)

1 同行する職種	2 補助基準額				3 補助率	4 回数制限 ※被保険者 1人当たり	
看護師、保健師、作業療法士	同一建物内 1人又は2人	1日1回 4,500円	1日2回 9,000円	1日3回以上 14,500円	2分の1	原則 週3日まで	
	同一建物内3人以上9人以下	1日1回 4,000円	1日2回 8,100円	1日3回以上 13,000円			
	同一建物内10人以上19人以下	1日1回 3,400円	1日2回 6,880円	1日3回以上 11,050円			
	同一建物内20人以上49人以下	1日1回 3,000円	1日2回 6,070円	1日3回以上 9,750円			
	同一建物内50人以上	1日1回 2,700円	1日2回 5,460円	1日3回以上 8,770円			
准看護師	同一建物内 1人又は2人	1日1回 3,800円	1日2回 7,600円	1日3回以上 12,400円			
	同一建物内3人以上9人以下	1日1回 3,400円	1日2回 6,800円	1日3回以上 11,200円			
	同一建物内10人以上19人以下	1日1回 2,800円	1日2回 5,600円	1日3回以上 9,220円			
	同一建物内20人以上49人以下	1日1回 2,500円	1日2回 5,000円	1日3回以上 8,230円			
	同一建物内50人以上	1日1回 2,200円	1日2回 4,400円	1日3回以上 7,240円			
看護補助者、 精神保健福祉士	同一建物内 1人又は2人	3,000円／回					週1日まで
	同一建物内3人以上9人以下	2,700円／回					
	同一建物内10人以上19人以下	2,100円／回					
	同一建物内20人以上49人以下	1,900円／回					
	同一建物内50人以上	1,600円／回					

- (注) 1 複数名の訪問者の1人以上は保健師又は看護師であること。
 2 精神科訪問看護指示書に基づく複数名訪問であること。
 3 30分/回以上の訪問であること。

別表3 (複数名訪問歯科衛生指導)

1 同行する職種	2 補助基準額	3 補助率	4 回数制限 ※被保険者 1人当たり
歯科衛生士、保健師、看護師、准看護師	1,500 円/回	2分の1	原則 月4回まで

- (注) 1 20分/回以上の訪問であること。
 2 歯科訪問診療料を算定する日は補助対象外。

別表4 (複数名薬剤管理指導訪問料)

1 同行する職種	2 補助基準額	3 補助率
保険薬局又は在宅協力薬局に勤務する職員(薬剤師以外の者を含む。)	3,000 円/回	2分の1

- (注) 1 在宅患者緊急時共同指導料、在宅移行初期管理料又は訪問薬剤管理医師同時指導料に係る必要な指導等を同日に行う場合は補助対象外。